

令和3年5月

介護支援専門員のみなさま

一般社団法人愛知県薬剤師会

### 「薬剤師向け情報連絡・質問票」のご案内

日頃より、大変お世話になります。

平成30年度介護保険法改正で介護支援専門員の皆さまは、より自立した生活を目指すケアプラン作成のために、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合に主治医や歯科医、薬剤師に対し必要と判断した情報を提供することが規定されました。

加えて、令和3年度介護保険法改正では、薬剤師は居宅介護支援事業者等から求めがあった場合には、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供や助言を行うことが規定されました。

そこで、薬剤師向けに情報を提供していただく際に、必要性の判断を助け情報提供しやすい様式と、質問用紙を1枚にまとめた「薬剤師向け情報連絡・質問票」を作成しました。

日々ご多忙のことと存じますがご利用いただき、良い連携を築き、社会生活面の課題にも目を向けることができましたら幸いです。

なお、愛知県薬剤師会ホームページ(トップページ⇒「在宅医療受入薬局リスト」⇒最下段「薬剤師向け情報連絡・質問票」のご案内)に、データを掲載しましたので、ダウンロードしてご利用ください。

連絡先:愛知県薬剤師会事務局

TEL 052-953-4555

FAX 052-953-4556

#### ※参考

##### 【運営基準第13条第13号の2】

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

##### 【疑義解釈の回答】

情報提供が必要な情報については、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要かどうかをもとに介護支援専門員(ケアマネジャー)が判断するものです。